

佐賀県告示第102号

指定金融機関等の指定（平成13年佐賀県告示第163号）の一部を次のように改正し、平成28年4月12日から施行する。

平成28年3月4日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
1・2 略			1・2 略		
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
略			略		
楽天銀行株式会社	略		楽天銀行株式会社	略	
株式会社商工組合中央金庫	略		株式会社ジャパンネット銀行	〃	〃
略			株式会社商工組合中央金庫	略	
略			略		